

令和7年度いわて事業承継促進資金貸付要綱

第1 目的

この制度は、事業承継（代表者交代等をいう。以下同じ。）の段階における事業資金等について、経営者を含めて保証人を不要とする貸付を行うことにより、中小企業者の事業承継の促進を図ることを目的とする。

第2 取扱金融機関

取扱金融機関は、別表に定めるとおりとする。

第3 貸付対象者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「信用保険法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次の1又は2に該当し、かつ、3に該当する者とする。

- 1 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- 2 令和2年1月1日以降に事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの
- 3 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお、①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、信用保証協会への申込日（注1）に満たしていることを要するものとする。
 - ① 資産超過であること
 - ② EBITDA有利子負債倍率（注2）が10倍以内であること
 - ③ 法人・個人の分離がなされていること
 - ④ 返済緩和している借入金がないこと

（注1）申込日が、信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定に基づき、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に係る期間中である場合においては、当該期間の始期の前日でも差し支えない。

（注2） $\text{EBITDA有利子負債倍率} = (\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$

第4 貸付の条件

1 資金の使途

次に掲げる設備資金及び運転資金とする。

- （1）第3（1）に該当する中小企業者にあつては、保証人（個人に限る。以下この項において同じ。）を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの
- （2）第3（2）に該当する中小企業者にあつては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金

2 貸付限度額

1企業につき8,000万円以内とする。

3 貸付期間

10年以内とする。ただし、1年以内の据置期間をおくことができる。

4 貸付利率

貸付期間に応じ、次のとおりとする。

貸付期間 3年以内 年2.3%以内

貸付期間 3年超10年以内 年2.5%以内

5 保証人・担保

保証人は、不要とする。

担保は、取扱金融機関所定の条件とする。

6 信用保証

岩手県信用保証協会の事業承継特別保証を付する。この場合の保証料率は、次に定めるとおりとする。

- (1) 中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号。以下「施行規則」という。）第20条第2項に規定する経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者（以下「専門家」という。）が、第3（3）①から④までに掲げる項目のうち、確認が必要な項目の全てについて満たすものと判断した場合には、県が別に定めるところにより、岩手県信用保証協会に対し保証料補給を行うものとする。ただし、条件変更に伴い追加で生じる信用保証料については、県の補助対象外とする。

- (2) (1)に該当しない場合

ア 無担保の場合

CRD 評点 区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	年1.50%	年1.35%	年1.20%	年1.10%	年0.95%	年0.80%	年0.80%	年0.60%	年0.45%

イ 有担保の場合は、アに掲げる保証料率から年0.1%を基準とした割引を行うものとする。

ウ 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、ア及びイに掲げる保証料率から年0.1%を減じた率とする。

7 償還方法

取扱金融機関所定の条件による。

8 その他

この要綱に定めのない貸付条件については、取扱金融機関の所定の条件による。

第5 申込手続

- 1 貸付を受けようとする者は、事業承継計画書（様式第1号）、財務要件等確認書（様式第2号）に必要書類を添付の上、取扱金融機関に申し込むものとする。

なお、既往借入金を借り換える場合にあっては借換債務等確認書（様式第3号）、既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含むときは他行借換依頼書兼確認書（様式第4号）、第46（1）を適用する場合にあってはガバナンス体制の整備に関するチェックシート（様式第5号）を添付するものとする。

- 2 申込金融機関は、既に申込中小企業者と与信取引を有しているものに限る。

第6 貸付の決定

取扱金融機関は、貸付けの申込みを受けたときは、これを審査し、貸付の可否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

第7 貸付の実施

貸付の決定を受けた者は、取扱金融機関所定の手続により貸付を受けるものとする。

第8 融資実績の報告

取扱金融機関は、県単融資制度実績報告取扱要領に定めるところにより、知事に融資実績を報告するものとする。

第9 要綱に違反した者等に対する措置

知事は、貸付の決定を受けた者が、この要綱に違反し、又は知事の指示に従わない場合は、貸付決定を取り消すことがある。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表 取扱金融機関

県内に所在する次の金融機関とする。

金融機関
普通銀行、信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合及び大船渡市農業協同組合